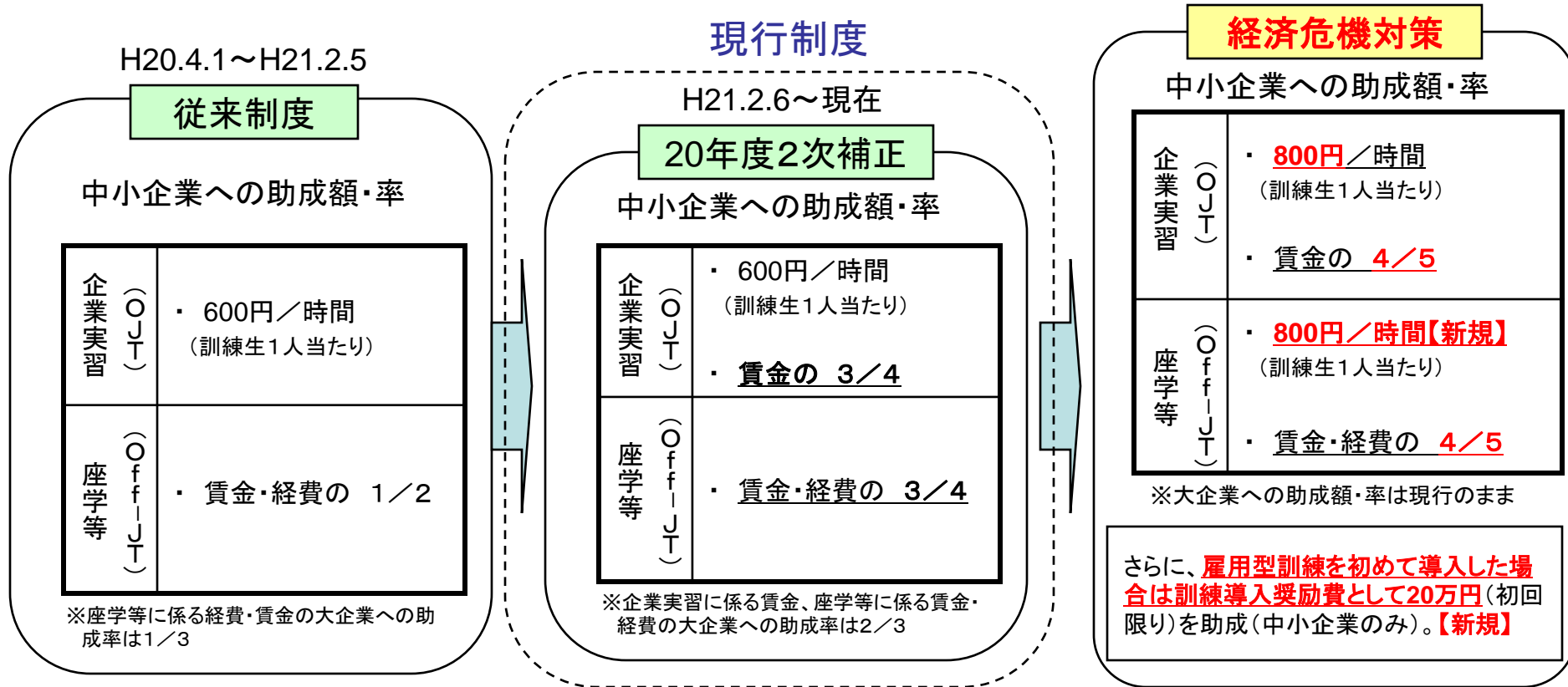


職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充

【①ジョブ・カード制度における雇用型訓練を実施する中小企業への助成の拡充(キャリア形成促進助成金の拡充)】 約12.4億円

ジョブ・カード制度において、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の職業能力形成機会に恵まれない方(正社員経験が少ない方)を雇用し、企業実習(OJT)と座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な職業訓練(雇用型訓練)を実施する事業主に対して、当該訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの。



【②ジョブ・カード制度における委託型訓練の企業実習に要する委託費用の引上げ】

約15.6億円

企業実習の実習先の確保を図るため、**委託訓練活用型デュアルシステム訓練**(座学3ヶ月+実習1ヶ月)における実習を実施する企業に対する委託費を引き上げる。(2万4千円 → **6万円**) [参考] 対象人員(平成21年度):42,000人
(なお、**企業実習先行型システム訓練**(実習1ヶ月+座学3ヶ月)も同様に、企業実習に係る委託費を引上げ (3万6千円 → **6万円**))